

市町村におけるスポーツ施設整備に関する研究

— 愛知県下の社会体育担当職員に対する アンケート調査から —

A Study on the Arrangement of Sports Facilities in Municipal and Town Areas
— questionnaire survey on the opinions of the member in charge
of community sports in Aichi Prefecture —

鈴木文明* 中島豊雄* 山本英毅**

Fumiaki SUZUKI * Toyoo NAKASHIMA * Hideki YAMAMOTO **

The purpose of this study was to clarify that how has been developed or intends to be developed the administration management of local community sports. It adapted the problem concerning the arrangement of public sports facilities in this time.

The peculiarity of this study was to investigate for members in charge of the community sports in local self-government.

The subjects involved in data collection were 87 members in Aichi Prefecture. The time period for the investigation was September, 1982. The percentage of withdrawal was 95.4.

The results of this analysis were that:

- 1) Most of all members of this subjects have the tendency of supporting the sports activities of local community people actively.
- 2) According to increase the sport demand to administration management, it is possibility to be reducted the sphere of activity of the administration management in local community sports.
- 3) In spite of undevloping the arrangment of public sport facilities, most of all members of this subjects rated the conditions of arrangement high.
- 4) Most of all members of this subjects have interested in construction of large sports facilities.

It is suggested that these results are far from reassuring to development of administration management in local community sports.

1 緒 言

「國も地方も待ったなし」と行政改革がすすめられている。鈴木内閣がその最重点施策として着手し、以後中曾根内閣へと継承されてきたこの改革に対して、既に多くの学識者より批判が出されている¹⁾²⁾³⁾⁴⁾。

なかでも、この行政改革については医療、保健、生活環境整備に関する公共サービスを縮小するこ

とによって財政危機を克服しようとするもの、との指摘なされ⁵⁾、こうした危惧が今では現実の問題となっている。たとえば、厚生省が昭和61年1月9日に発表した国立病院・療養所の再編成計画によれば、同省は医療財政の再建をこの改革案に期待し、具体的には、既設239カ所国立病院・療養所のうち122カ所を統合もしくは自治体へ譲渡、74カ所を削減し、地域医療の効率化・合理化を図るという⁶⁾。これはまさに医療サービスの後

*名古屋大学総合保健体育科学センター **日本福祉大学

* Research center of Health, Physical Fitness and Sports, Nagoya University ** Japan University of Social Welfare

退といえる。たしかに、本来の意味においての効率化・合理化は必要であるが、地域の特性や事情を軽視し、画一的に統廃合を実施するのみでは、結果的に地域医療体制の崩壊を招かざるをえないであろう。

今後あらゆる分野で、このような行政改革がすすめられるであろうが、スポーツ行政の分野のみがその枠外の「聖域」に置かれる事はない。たとえば、本研究でとりあげた公共スポーツ施設整備は、地域住民のスポーツ活動を保障するための重要な条件であるにもかかわらず、それに充てられた文部省体育局予算は、昭和56年度の129億5400万円を頂点とし年々削減されてきており、昭和60年度は83億100万円となり、公共スポーツ施設建設の抑制傾向が厳として認められる⁷⁾⁸⁾⁹⁾¹⁰⁾¹¹⁾。財政機構上、自治体財政の多くを国庫補助金に依存せざるをえない我が国では、こうした傾向は地方自治体における地域住民のためのスポーツ行政の展開に直接影響を及ぼす深刻な問題である。つまり、財政再建をかけた政府による行政改革がすすめられている今日、それは市民スポーツに対する公共サービスの縮小という形をとつてあらわれると考えられるのである。

2 目 的

本研究の第一の目的は、このような局面を迎えてスポーツ行政が地方自治体においてどのように展開されているのか、また展開されようとしているのかを検討することにある。

今回とくに、公共スポーツ施設整備に関する問題をとりあげたのは、施設整備が地域スポーツ行政の中心をなしていることもあるが、その整備には多額の予算の計上が必要であり、最も行政改革の影響を受けやすい性質のものであると考えたからである。

また本研究では、上記の目的を達成するために調査対象として社会体育担当職員をとりあげたが、それは次の理由からである。

大森は自治体職員の果す重要な役割について、「現実に果たしている機能に着目すれば、……問題提起から原案の策定、審議・決定を経由して執

行、評価にいたり、再び問題提起へと還流する一連のプロセス、すなわち政策過程の各段階に大きく関与し、重要な役割を演じている……。¹²⁾」と評価している。また高橋も、「行政組織は、いかに機構のうえで整備されたとしても、それを有効に機能させるかいなかは、組織の中で働く職員のあり方によって左右される。……組織を構成する人びとがどのような考え方、態度、感情、価値観を基礎に行動しているかという事実も重要である。¹³⁾」と行政組織において職員が担う重要性を述べている。

こうした職員の政策決定に与える影響力の強さは確かに一様でなく、自治体によって異なる¹⁴⁾ことは当然考慮しなければならない。しかし、職員が多く少なかれ政策決定過程に関与していることは事実であり、社会体育担当職員も同様に、以上述べてきたような役割を地域スポーツ行政がすすめられるなかで果たしていると思われる。それ故に、地域スポーツ行政の諸問題に対する、社会体育担当職員の考え方や態度などを把握することは、スポーツ行政が地方自治体においてどのように展開されているのか、また展開されようとしているのかを明らかにするうえで必須の条件である。

また、本研究の第2の目的は、スポーツ行政研究発展のための基礎資料を得ることにある。これまで自治体職員に対する調査はあまり行なわれておらず、従ってその蓄積は非常に乏しい¹⁰⁾。まして、社会体育担当職員に対する調査は皆無に等しく、この分野の研究の礎石にでもなればと考えるものである。

3 方 法

本研究のための資料は、郵送質問紙法調査によって得た。調査の概要及び分析の方法は、次のとおりである。

(1) 調査の概要

①時期：昭和57年9月

②対象：特別地方自治体である名古屋市を除く、愛知県下87市町村の社会体育担当職員各1名

③有効回収調査票数：85部（回収率：95.4%）

なお、分析の対象となった社会体育担当職員の基本的属性は、表1に示したとおりである。性別についてみると、男性が95.3%を占めている。また年令別にみると、20歳代が41.2%，30歳代が36.5%と若手職員が多い。役付職員（係長相当職以上）と非役付職員の構成は、前者が36.5%，後者が50.6%である。そして、社会体育関係業務を担当してからの年数は、1～2年が35.3%，3～4年が31.8%，5～6年が23.5%であり、7年以上長期にわたって担当している者は7.1%と比較的少ない。

表1 集計の対象となった職員の基本的属性（%）

性別	男 性	女 性	無 記
	81(95.3)	3(3.5)	1(1.2)
年令	20才代	30才代	40才代 無記
	35(41.2)	31(36.5)	18(21.2) 1(1.2)
役付・非役付	役 付	非役 付	そ の 他 無記
	31(36.5)	43(50.6)	10(11.8) 1(1.2)
担当	1～2年	3～4年	5～6年 7年以上 無記
年数	30(35.3)	27(31.8)	20(23.5) 6(7.1) 2(2.4)

(2) 分析の方法

分析の主眼は、地方自治体において展開されている、また展開されようとしている公共スポーツ行政の全体的傾向を捉えることになった。その際、社会体育担当職員が①住民のスポーツ活動に対する示す姿勢、②スポーツ施設の整備状況に下す評価、③施設の将来的整備に関して抱く方針、の3点に視点を据え、特徴を抽出しようとした。

なお調査結果の集計には、名古屋大学計算機センターの FACOM-M200 を使用し、SPSS のクロス集計のためのプログラムを用いた。

4 結果と考察

(1) 住民のスポーツ活動に対する担当職員の基本的姿勢

昭和30年代の後半以降、行政需要は肥大化の一途をたどり、またそれに応えて行政サービスも拡大してきた。この関係は、高度経済成長を背景

とした税収の自然増加によって均衡が保たれてきたが、低成長期突入に伴って財政難に直面し、その結果行政サービスの範囲の再考が迫られるようになった。そして政府と地方自治体は、これまでの福祉行政の守備範囲縮小を狙いとしたいくつかの施策を実施するに至った。

たしかに豊かな財政のもと、曖昧な選択基準で守備範囲が拡大されてきた行政サービスのなかには、「ばらまき行政」、「御用聞き行政」といった酷評を甘受せざるを得ないものもあり、それらについての縮小はいたしかねない側面もあるといえよう。しかしながら、財政の困窮が行政の守備範囲見直しの出発点にあることについては、本末転倒の感をぬぐいえない。そもそも行政サービスの範囲が、財政事情に影響されること自体が問題なのである。

つまり、財政事情云々は別として、「行政は本来どれだけの行政サービスを提供すべきか、いかなるサービスをいかなる基準で選択し優先順位をつけるべきか……。¹⁶⁾」という問題が、まず解決されなければならない。しかしながら、これまで行政改革の一環としてすすめられてきている老人福祉、乳児医療無料化、生活保護などの見直しという問題においては、そうした本質的な論議よりも、いかにして財政を再建するかという技術的な論議の方が先行しているように思われる。

さて以上のように、行政の各分野において守備範囲が縮小される傾向があるが、地方自治体の行政担当者は、住民のスポーツ活動に対するサービスをどのように捉えているのだろうか。表2は

表2 地域住民のスポーツ活動に対する基本的姿勢（%）

	※全 面 援 助	※一 部 援 助
市 職 員	15(53.6)	13(46.4)
町 村 職 員	43(75.4)	14(24.6)
合 計	58(68.2)	27(31.8)

注) ()のパーセンテージは、市職員28名、町村職員57名、合計85名に対する割合を示したものである。以下、表4を除いて同じ。

*全面援助：行政が責務として、住民のスポーツ活動を保障する。

*一部援助：全面援助は理想であって、行政は一部を援助するかたちで活動を保障する。

「地域住民のスポーツ活動に対するサービス」についての社会体育担当職員の基本的姿勢を示したものである。

ここでは、行政が責務として住民のスポーツ活動を保障していくとする姿勢を「全面援助」と呼び、全面援助は理想であって、行政は一部を援助するかたちで活動を保障していくという姿勢を「一部援助」と呼んでいる。

全体的にみると、全面援助型の職員は68.2%、一部援助型の職員は31.8%であり、住民のスポーツ活動に対するサービスを「行政の責務である」とだ積極的に捉える職員の方が多いになっている。こうした積極的な行政姿勢は高く評価することができる。たしかにこの数字だけから判断すれば、全般的な行政サービスの縮小化がすすむなかで、今後のスポーツ行政の展開に拡大の期待が寄せられるかもしれない。しかし、以前、地域行政組織のトップに位置する市町村の首長に対してを実施

した調査の結果では、50%以上の首長の行政姿勢が「一部援助型」であった¹⁷⁾。担当職員の積極的行政姿勢に比して、首長の消極的行政姿勢はひとつつの問題を提起するものであるといえる。つまり加藤の言うように、行政組織としての姿勢の決定に最も大きな影響を及ぼすのは首長であり¹⁸⁾、担当職員の積極的行政姿勢は施策に反映されにくいとすれば、地方自治体においては職員参加のシステムがより明確に確立されることが望まれる。それが確立されれば、担当職員の積極的行政勢が施策に反映され、サービスが縮小されることもなくスポーツ行政が展開される可能性があるといえる。

以上担当職員の行政姿勢について、その全体的傾向について述べてきたが、加えて市職員と町村職員の行政姿勢の差異についても考える必要がある。町村職員では「全面援助型」が75.4%も占め、「一部援助型」は24.6%に過ぎない。これに対し、市職員では「全面援助型」が53.6%と少なくなってしまい、町村職員よりも行政の守備範囲を狭く捉えている傾向がうかがえる。

自主財源の乏しさは特定の市町村を除いておおよそ同じであり、財政状況に大差はない。そのた

め、市職員が消極的で町村職員が積極的というこの行政姿勢の差異は、市と町村の財政事情を反映したというより、むしろ住民の行政需要の量の差から生じたものと考えられる。ただしこの場合、都市住民の方が町村住民よりスポーツ欲求が高いといったような、個人的レベルの欲求の問題ではない。「スポーツをしたい」、もしくは「スポーツをしている」といったスポーツ活動及びその欲求の総絶対量が都市部の方が町村部よりも多いということの反映であると考えた方が正確であろう。

以上の結果から、スポーツに関する行政の守備範囲についての意見は、行政需要の量によって規定されるといえるかもしれない。つまり、行政需要の増大が、守備範囲の縮小を招くのではないかということである。もしもそうであるなら、今後さらにスポーツ人口が増加したとき、それに逆行して守備範囲が縮小化されていく可能性も指摘できよう。

(2) 担当職員から見た公共スポーツ施設の整備状況及びその評価

調査当時の愛知県下の市町村における公共スポーツ施設の整備状況は、報告書「昭和55年度社会体育の実態と課題」(愛知県教育委員会編)から知ることができる。これには、55年に愛知県スポーツ振興審議会が設定した日常生活圏域におけるスポーツ施設の整備基準(いわゆる愛知県試案)をもとに、市町村別に施設の過不足数が示されている。この基準の妥当性についてはさまざまな見解があると考えられるが、これによると体育馆や球技コートなどの施設の不足は明らかである。基準をほぼ満たしているのは、市部における運動広場及び柔道場、町村部における運動広場ぐらいいである。県教育委員会も、「人口集中化に伴う新興都市の施設整備の立遅れが目立っている¹⁹⁾」、また「一部の町村を除いて各施設の未設置市町村がある²⁰⁾」と指摘し、「本県のスポーツ施設は住民のスポーツ活動の欲求を満たすのに十分でない²¹⁾」と認めている。

本研究では、各市町村の整備状況を単なる施設数からではなく、担当職員からみて過剰に利用されていると思われる施設の有無と、障害者のため

の施設整備の有無の二点から捉えた。その理由は、施設の整備状況を人口とか面積をもとに算出した整備基準にてらしあわせてみるよりも、「過剰利用施設の存在=施設の不足」という図式からみた方が単純かつ有効と考えるからである。また施設の整備状況を捉える際、障害者に対するケアはこれまでややもすると看過されがちであったが、福祉の後退が懸念されている今こそとりあげる必要があろう。

表3 過剰に利用されている施設の有無

(%)

	ある	なし
市職員	26(92.9)	2(7.1)
町村職員	27(47.4)	30(52.6)
合計	53(62.4)	32(37.6)

まず表3は、市町村における過剰に利用されている施設の有無についてみたものである。全体の62.4%の職員が、そうした施設の存在を認めている。とくに市職員の92.9%が過剰利用施設「有り」としている。

表4 過剰に利用されている施設(複数回答)

(%)

	ソフトボール 野球場	テニスコート	体育館
市職員	12(46.2)	13(50.0)	10(38.5)
町村職員	9(33.3)	8(29.6)	4(14.8)
合計	21(39.6)	21(39.6)	14(26.4)

注) 内のパーセンテージは、市職員26名、町村職員27名、合計53名に対する割合を示したものである。

また表4は、そうした過剰に利用されている施設を具体的に示したものである。過剰利用施設に「ソフトボール、野球場」と「テニスコート」をあげた担当職員はともに39.6%、「体育館」をあげたものは26.4%である。とくに市職員についてみると、その50.0%が「テニスコート」、46.2%が「ソフトボール、野球場」、38.5%が「体育館」を過剰利用施設としている。これらの施設は地域住民の間で盛んに行なわれている野球、ソフトボール、テニス、バレーボールなどの活動基盤となる重要なものであり、その過剰利用の状態は施設の不足を意味するものといえる。以上の結果は、上述した県教育委員会の報告とほぼ一致している。

次に、障害者のためのスポーツ施設整備の有無を表5に示した。障害者専用の施設またはコーナーについては、全体の94.1%の職員が未設置と答えている。また障害者の活動を考慮した設備や用具の設置についても、全体の81.8%の職員は配慮がなされていないとしている。

だれもが、いつでも、どこでもスポーツができる環境をつくりだすことが、公共スポーツ施設整備の目指すところであろう。その場合、障害者のスポーツ活動に対する施設上の配慮の有無は、施設整備の到達度を示すひとつの指標として考えており、この視点に立てば、上記の結果は愛知県下の市町村における施設整備の未成熟性を示すものといえる。

さて、これまで公共スポーツ施設の整備状況についてみてきたが、表6はこの整備状況に対する担当職員の評価を示したものである。「かなり不十分である」とした職員は全体の5.9%と少ない。

そして「おおむね既に整備されている」とした職

表5 障害者のための施設整備状況

(%)

(%)

	専用のスポーツ施設または活動 のためのコーナーの有無			設備や用具への配慮 の有無	
	ある	なし	無記	ある	なし
市職員	—	28(100.0)	—	7(25.0)	21(75.0)
町村職員	4(7.0)	52(91.2)	1(1.8)	9(15.8)	48(84.2)
合計	4(4.7)	80(94.1)	1(1.2)	16(18.8)	69(81.2)

表6 市町村における公共スポーツ施設の整備状況の評価

(%)

	おもね既に整備されている	必ずしも十分でないが一応整備されている	かなり不十分である	全く不十分である	その他
市職員	1(3.6)	19(67.9)	8(28.6)	—	—
町村職員	1(1.8)	31(54.4)	19(33.3)	5(8.8)	1(1.8)
合計	2(2.4)	50(58.5)	27(31.8)	5(5.9)	1(1.2)

員は全体の2.4%と少ないが、市職員の67.9%，町村職員の54.4%，全体は58.5%の職員が、「必ずしも十分ではないが一応整備されている」と高く評価している。

施設の整備状況については先に述べたように、多くの市町村では過剰利用施設を抱え、また施設の面で障害者のスポーツ活動が十分に保障されていない。こうした状況を、「必ずしも十分ではないが一応」という限定つきではあるが、職員の6割近くが「整備されている」としている。「必ずしも十分ではないが一応」という表現には、過剰利用施設の存在、もしくは障害者に対するケアの不足を意味しているとの理解もできる。施設の過剰利用状態の解消、障害者に対するケアの充実こそ行政が早急に取り組むべき課題であり、それがなされていない状況は「不十分」とあると評価することも、あながち見当違いであるとはいえないであろう。

このような公共スポーツ施設整備の不足した状況に比べて高すぎる行政担当者の評価は、今後の地域スポーツの展開を考えるうえで問題となる。つまり現状の評価は、問題提起から原案の策定、審議・決定、そして執行へと至る政策過程の起点に位置づくものであり、その適正な評価があつてはじめて合理的・効率的地域スポーツ行政が展開されるといわなければならない。画一的に行政改革がすすめられている今こそ、現状認識に対する行政担当者の適正な評価が望まれる。

(3) 今後の公共スポーツ施設整備に対する担当職員の方針

財政支出が切り詰められてゆく現在、限られた予算内でスポーツ行政は展開されざるを得ないで

あろう。そしてその予算を有効に活用するための鍵は、住民にとって何が必要でまた必要でないかの取捨選択についての行政担当者の適確な判断に求められる。

公共スポーツ施設の整備についていえば、担当職員がどのような公共スポーツ施設から整備していくこととしているのかが問題となる。表7にその結果を示した。身近かな施設の整備を優先させたとした職員は、市職員の17.9%，町村職員の24.6%，全体では22.4%である。また本格的な競技施設の整備を優先させたとした職員は、市職員の7.1%，町村職員の22.8%，全体では17.6%である。

表7 今後の施設整備の方針

(%)

	身近かなスポーツ施設を数多くつくりたい	本格的な競技施設をつくりたい	左記の両方を同時につくっていきたい
市職員	5(17.9)	2(7.1)	21(75.0)
町村職員	14(24.6)	13(22.8)	30(52.6)
合計	19(22.4)	15(17.6)	51(60.0)

身近かな施設の整備を優先させたとした職員の方が、本格的な競技施設の整備を優先させたとした職員よりも若干多くなっている。しかしながら、身近かな施設と本格的な競技施設の両方を同時に整備していくとした職員も多く、職員の少なからずの者が大型スポーツ施設建設に关心のあることがわかる。ちなみにその割合は市職員の75.0%町村職員の52.6%である。住民のスポーツ活動に果たす大型施設の役割については、一概に否定するこ

とはできない。たとえば一流競技者のプレイを実際に観戦したい人々や、自分も一度はそこにプレイヤーとして立ってみたいといった憧憬を抱く人々も多く、そうした人々の夢も叶えるべき場も必要であろう。

しかしながら、大型施設に対する批判の多くはその運営方法にある。一般に大型施設は、体育協会などが主催する大会・試合のための利用が優先され地域住民に開放されることはない。とくに個人利用希望者にとっては、非常に敷居が高く感じられるであろう。本調査においても、表8に示すように試合のための利用が優先されている。具体的には市職員の64.3%、町村職員の50.9%、全体でも55.3%の職員が試合優先の運営方針を打ち出している。

表8 大型スポーツ施設の運営方針

	試合優先	一般優先	(%)
市職員	18(64.3)	10(35.7)	
町村職員	29(50.9)	28(49.1)	
合計	47(55.3)	38(44.7)	

また大型施設に関するもうひとつの問題として、建設後に必要となる多額の維持・管理費の負担をあげることができる。建設費は国庫補助の対象となるが、維持・管理費は県立の施設を除いて全て市町村が負担しなければならない。そのため維持・管理費がスポーツ振興のための予算を圧迫したり、ひいては負担を住民に肩代わりさせる受益者負担を拡大させることが懸念される。

以上のように、大型施設は地域住民のスポーツ活動の活発化と直接結びつくことが少ないと思われる。しかしその大型施設の整備を優先しないまでも、それに寄せる担当職員の関心は、住民にとって何が必要でまた必要でないかの的確な取捨選択を誤らせる可能性もあるといわなければならぬ。

5 結語

本研究の目的は、地域スポーツ行政がどのように

に展開されているのか、また展開されようとしているのかを検討することにあった。ここでは、地域スポーツ行政の中心的課題である公共施設の整備に関する問題をとりあげた。そしてこの目的を達成するために、社会体育担当職員を対象とした調査を実施し、次のような結果を得ることができた。

- 1) 担当職員の多くは、地域住民のスポーツ活動を積極的に援助していくこうとする姿勢をもっている。
- 2) スポーツに関する行政需要が増えれば増えるほど、地域スポーツ行政の守備範囲が縮小される可能性がある。
- 3) 公共スポーツ施設整備が遅れているわりには、整備状況について高い評価を下す職員が多い。
- 4) 建設及び維持・管理に多額の予算を必要とする、大型スポーツ施設建設に関心を寄せたる職員が多い。

以上の結果をもとに、ここで社会体育担当職員を安易に批判することが、地域スポーツ行政の展開に明るい道を開くとは考えられない。というのも、地域スポーツ行政の展開には制度上の問題が大きくのしかかっているからである。

つまりスポーツ振興法に示されているように、地方自治体におけるスポーツ振興計画は、保健体育審議会の答申を受けた文部大臣が定めた基本計画に基づいて決められなければならない。また行政担当者のひとりである首長は、公益判断権を委譲されており、政策形成に絶大なる影響力を持っている。そのため市町村におけるスポーツ行政は、国のスポーツ政策に依拠し、その枠内での展開にとどまらざるを得ない面が強い。さらに、首長の個人的意向に左右される部分も大きい。

しかしこのような制約をうけてはいるが、担当職員は地域住民と生活基盤をともにしている一市民でもある。それ故に社会体育担当職員に対して、その立場からの地域スポーツ行政への関与を望むことは許されるであろう。またこうした担当職員の関与が、決して楽観視できない今後のスポーツ行政の展開を、少なからず地域住民のため

のものになし得るものと考える。

引用・参考文献

- 1) 丸山康雄, 証言・第二次臨調, 新地書房, 1984.
- 2) 鎌倉孝夫編著, 行政改革資料集, ありえす書房, 1982.
- 3) 室井 力, 中山和久, 丸山康雄編著, 行政改革黒書, 労働旬報社, 1982.
- 4) 島 恭彦, 池上 悅, 重森 曜, 二宮厚美編著, 行政改革, 青木書店, 1982.
- 5) 都丸泰助, 地方自治制度史論, 新日本出版社, PP. 416-435, 1982.
- 6) 朝日新聞, 1986. 1. 10.
- 7) 月刊体育施設, No. 109, 1981.
- 8) 同上, No. 121, 1982.
- 9) 同上, No. 133, 1983.
- 10) 同上, No. 145, 1984.
- 11) 同上, No. 157, 1985.
- 12) 大森彌, 自治体の経営と効率Ⅲ職員とリーダーシップ, 学陽書房, 1982.
- 13) 寄本勝美, 下條美智子彦著, 自治体職員の意識構造, 学陽書房, 1981.
- 14) 地方自治体研究資料センター編, 自治体における政策形成の政治行政力学, ぎょうせい, 1979.
- 15) 寄本勝美, 下條美智彦編著, 前掲書.
- 16) 小高剛, 阿部泰隆, 原野翹, 村上武則著, 地方自治法入門, 新日本新書, PP. 86-87. 1978.
- 17) 鈴木文明, 山本英毅, 寺沢猛, 中島豊雄, 藤瀬兼男, 市町村のスポーツ振興に関する研究, 愛知県下の首長に対するアンケート調査から, 東海保健体育科学, Vol. 6, 1984.
- 18) 地方自治体研究資料センター編, 自治体における政策形成の政治行政力学, ぎょうせい, 1979.
- 19) 愛知県教育委員会編, 社会体育の実態と課題(昭和55年度), P. 10, 1981.
- 20) 同上.
- 21) 同上.

(昭和61年1月26日受付)